

都道府県警備業協会 各位

## 重大労災事故事例（No. 28）

(被災区分)

死亡・重傷

(被災者の属する企業)

所在都道府県	従業員数
神奈川県	37名

(被災者)

No.	性別	年齢	経験年数	警備業関係取得資格
①	男	59	20年	なし
②	男	70	13年	なし

(被災状況)

事故発生日時・天候	令和 6 年 12 月 2 日 (月) 午前 5 時 0 分頃 天候 晴
事故発生場所 (国・県道等の別)	横浜市鶴見区大黒ふ頭
当事者	①被災警備員（重傷） ②被災警備員（死亡） ③トレーラー（60代男性運転）
事故の概要	①と②は、埠頭内のゲート扉開放業務に従事していた。観音開きのゲート扉を開放するため、①がゲートの中央で両ゲート扉を固定している鎖を解き、①と②がそれぞれ左右ABの扉を担当して開放しようとしたところ、③が閉鎖中のゲートに気付かず扉Aに衝突した。①はその衝撃で突き飛ばされ、扉Bと②に衝突し、さらに扉Bが②に衝突したもの。①②ともに救急搬送され、①は左中指及び小指骨折、左足打撲で全治3ヶ月の重傷、②は頭蓋骨骨折・脳挫傷等により搬送先の病院で死亡が確認された。
現場略図	

教訓事項	<p>1 時間で規制している道路でも車道であれば、車両が突進してくる可能性があることを理解する。</p> <p>2 ゲート扉を開放するという課された任務があっても、それだけに集中せず、周囲を警戒するとともに、車両の突進に備え、自身の身を守れる場所を選定して対応する。</p>
今後の対策	<p>1 本事故および教訓事項を関係者に周知するとともに、同様の事故が発生し内容再発防止教育を行う。</p> <p>2 本業務は、1号警備業務であるが、日頃、全警協から配信されている重大労災事故例の「交通誘導警備業務における車両突入事故」についても、自社の業務に置き換え、警備員へ指導・教育する。</p>
備考	